

平成 21 年 1 月 23 日

特定非営利活動法人  
消費者支援機構関西 御中

株式会社 京都  
代表取締役 後藤 征人  
〒600-8216 京都市下京区東塩小路町 843-2  
日本生命京都ヤサカビル 5F  
TEL075-352-4488 FAX075-352-3505



## 回 答 書

平成 21 年 1 月 20 日にご指摘を頂きました、「貸借契約書」の内容につきまして、真摯に受け止め、当社の顧問弁護士と検討させて頂いた結果、下記の通り回答させていただきます。

### 第 6 条 1 項及び 4 項について

保証引き特約等に関して消費者契約法 10 条に違反し、無効であるとの判例が出ていますが、これは保証引き特約等全てを無効とする趣旨ではなく、保証引き等の条件等による個別事案に関する判決と考えています。従って、当社としましては、上記判決の趣旨を尊重して条件については慎重に対応する所存ですが、今後も保証引き等は、適正範囲内においての貸借条件にする予定ですので、変更ないし削除する予定はありません。

しかし、今後の判例や市場の動向等を敏感に捉え、良識的な観点で適切な対応を心掛けて参ります。

### 第 14 条 1 項について

削除します。

### 第 20 条

これは専属的合意管轄を定めたものです。ご指摘のように、裁判上は事案に応じて適切な解釈・運用がなされていますので、条項そのものを削除する必要はないと考えています。

以 上